

2012年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第81号条約オブザベーション (抄)  
(厚生労働省国際課仮訳)

工業及び商業における労働監督に関する条約、1947年 (第81号)

日本 (批准: 1953年)

条約第3条1(b)、第5条、第13条、第14条、第16条及び第17条について  
(労働基準監督官の予防的活動、労使団体との協力及び監督の計画)

委員会は、労働災害防止制度の改革の理由や都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の構成、組織、権限及び活動、また労働災害防止の観点からの同会議の影響に係る詳細な情報を提供するように政府に要請する(第3条1(b)及び第13条)。同時に、社会的パートナーが当該会議の活動にどのように関与しているかについて示すよう政府に要請する(第5条(b))。

委員会は、労働災害防止団体との協力の下で、労働災害防止の分野で中小企業に提供された技術的情報や助言に係る詳細な情報を提供するように政府に要請する(第3条1(b)及び第5条(a))。

委員会はまた、労働政策審議会労働条件分科会において連合(JTUC-RENGO)が示した労働災害の予防活動の効果に関する懸念に対する事後措置について情報を提供することを政府に要請する。

委員会は、政府から、労働災害に関するデータの収集方法に関する更なる情報や2009年と2010年の間におけるこのデータの変動に関する何らかの説明を提供いただけるとありがたい(第14条)。

委員会は、報告された種々の死傷病者事案に関する様々な分類、労働災害後の調査の結果及びリスクを最小化し、同種の災害の再発生を予防し、労働法違反を犯した当事者を罰するために労働基準監督官により行われ、又は勧告された方策について、業種ごとのデータを政府が提供するように要請する(第13条1、第14条及び第17条)。

また、政府が、労働災害についてのデータがいかにして、政府が示した地方労働行政運営方針に従って監督計画の過程に組み込まれているのかについて説明いただけるとありがたい(第16条)。

第13条。(東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に対する、即時の執行力のある命令を含む防止措置)

委員会は、政府が、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した労働者の被ばく線量を管理するために行われた中長期的対策や労働基準監督官の助言・指導を受けた事業者による事後措置に関する更なる情報を提供いただけるとありがたいと考える。

委員会は、この問題が深刻かつ緊急であることを考慮し、労働者の安全と健康に関する法の適用の監督のために、東京電力福島第一原子力発電所作業員健康対策室の指揮の下でとられた措置に関する説明があればありがたいと考える

第 5 条(b)、第 6 条、第 10 条、第 11 条及び第 16 条。労働基準監督署の再編及びの労働基準監督官の新規採用数の削減。労働基準監督官の業務の状態及び状況。

(労働基準監督署の再編)

委員会は、労働基準監督署の再編に関して、社会的パートナーと行った協議の結果の詳細な情報を提供し、政府の言及する「地域の行政需要の変化」に関する説明を含む、再編の枠組みにおいて考慮された具体的要素を示すよう政府に要請する。さらに、労働監督官が利用可能な地方の事務所を持たなければならないという条約第 11 条の適用や、労働監督制度のより一般的な効果的機能に関して、再編の影響を示すよう政府に要請する。

(新規採用の労働基準監督官数の削減)

委員会は、財源及び労働基準監督機能の実効性の両方の観点から、近年の労働基準監督官の新規採用数の削減の影響についての情報の提供を求めるとともに、再任用の労働基準監督官に適用される契約内容や勤務条件の詳細を提供するよう、政府に要請する。

委員会はまた、労働基準監督署の再編が現役の労働基準監督官の地位や勤務条件に何らかの影響を与えたか否かを明示し、もしあれば、関連する立法文書を提供するよう、政府に要請する。

第 8 条 労働基準監督官の性別分布。

委員会は、女性労働基準監督官の新規採用者の割合や、様々な地位・階級における労働基準監督官の性別分布について、ILO に対して引き続き情報提供するよう、政府に求める。さらに、女性労働基準監督官が少ない要因について分析し、潜在的な女性労働基準監督官の候補者の関心を高める取組を続けるよう、政府に繰り返し要請する。

第 20 条及び第 21 条 事業場に関する情報の収集。

委員会は、政府から、この情報システムの運用、そこに含まれる情報の種類、労働基準監督年報の精緻化と公表の枠組みの中で、このシステムが有する情報の活用可能性に係る情報を提供いただけるとありがたいと考える。

2007 年の一般的意見(ジェネラル・オブザベーション)を参照し、委員会は、また、中央当局がその目的遂行のために情報を利用し、条約第 21 条(e)に想定される事項を年間報告書に盛り込むことができるように、労働基準監督機関が利用可能な判決の記録システムを作成することを含む、労働基準監督機関と司法制度間の協力について、更なる情報を提供いただけるとありがたいと考える。

[政府は、2013 年に当該意見に対し詳細な回答を行うよう要請されている。]